

江戸前期における信州酒停止願について

手塚寿男

はじめに

慶安二年（一六四九）の二月二六日、江戸幕府から諸国の郷村へ布達されたいわゆる「慶安の御触書」は、勧農をはじめとして農民生活の細部にいたるまでを規制するものであったが、全三二か条の中には、「酒・茶買ひ、のみ申間敷候、妻子同前之事」とか、「た

は粉のみ申間敷候、是は食にもならず、結句、以来煩になるものに候、其上隙（ひま）もかけ、代物（だいもつ）も入り、火の用心も悪敷候、万事に損なるものに候事」などという条文もあった。煙草の消費と作付の禁止や、儉約のために嗜（し）好品などを慎むべきことを命ずる法令は、右の触より以前から出されているが、それは主に代官に対する訓令であり、直接農民に向かって説示したのは慶安の御触書が最初である。後年になると、村極めなどで酒や煙草の乱用を戒めるが、それらをたしなむ習慣には規則や教訓では止められない微妙さがあつて、なかなか守られるものではなかつた。いっぽう支配者側としては、勤儉節約による生活の安定を奨励するとともに、五穀栽培用の耕地を維持するためには、煙草の作付制限ない

し禁止が必要であり、食糧確保の見地からは酒造米の制限をも必要とした。煙草に関しては別の機会にゆずることにし、本稿では江戸前期における幕府による酒造制限令、そのためにおこつた甲州酒の払底と信州酒の流入に対し、甲府藩及び酒造業者がとつた措置などを考察してみたい。

前期における酒造制限令

『甲斐国歴代譜』によると、寛永一八丁年（一六四一）の一〇月から翌春にかけて度々大雪が降つたため、麦の植え付けができ兼ね、蒔き付けた分も春までには雪の中で腐つてしまい、夏になると麦が甲金一朱で六、七升しか買えないほどに暴騰し、「人數多く死ぬ、これを己年の飢え死といふ也」の状況であった。この寛永の飢饉は甲府だけでなく全国的なもので、徳川実紀にも大きく取り上げられているが、幕府は応急の救済策を講ずるとともに、一九年五月代官に対して、五穀の浪費禁止をはじめ諸事儉約に関する一か条の触を布達し、その第二条では次のように定めている（御触書寛保集成一三〇八号、以下本節で用いる法令は同集成による）。

一 当年より在々にて酒造り申間敷候、但通の町は各別、並びに通の者計り酒売候て、在々百姓に売申間敷候、若売申においては、道具不残取可申事

江戸時代における酒製限令はこれが初見とされているが、飢饉対策としては臨時法の域にとどまるものであった。その後明暦三年（一六五七）一月には江戸城本丸まで焼いた大火（振袖火事）が起り、その影響を受けて米価が騰貴すると、復興を急務とする幕府は翌万治元年（一六五八）一二月、去年来耕作損亡の所があることと、材木の山出しに米金の費えが多額にかかることを理由として、名酒産地を中心とする地に対し、当年及び来年の酒造を例年の半分とすると同時に、新規の酒屋を禁止することを命じた。同三年八月には右の半減令を継続するいっぽう、代官・領主を通じて明暦三年の酒造米高を調査したが、このときもまだ全国を対象としたものではなかつた。寛文六年（一六六六）一一月の半減令でも、調査地は前と同じく江戸・京都・大坂・堺その他だけであったが、翌七年三月発せられた左の触は、はじめて幕府が全国の酒造米高を掌握する画期的なものであった。

一 諸国在々所々において酒造の儀、去年一一月七日相触の趣まもり、重て被仰出有之迄は、何ヶ年も減少たるへき事
一 於面々領内、酒屋何ヶ所有之て八木（米）何程酒に造候哉、
一 巳午（寛文五、六）両年の分書注、可被差上の事
一 （略）

幕府は第二条による全国調査の結果に基づいて、寛文五年の醸造高をもつて酒造制限の基準と定め、第一条のように「何ヶ年も減少することに踏み切つた。すなわち、寛文七年から一〇年までは基準

年の酒造米高の四分の一、一一年から延宝七年（一七七九）までは基準年の八分の一、翌八年は基準年の六分の一、天和元年（一六八一）と次の年は基準年の三分の一にまで制限を強化したが、同三年八月には延宝七年の線（基準年の八分の一）にまで緩和した。その後元禄九年（一六九六）八月に出された触を見ると、酒に酔うと心ならずも不届のことをする者があるので、かねてから大酒を禁じているが、他人に酒を出すのを慎しみ、強（し）いることを止めよう」と諭し、「酒狂の者有之候はば、酒給（たべ）させ候も可為越度事」と定め、酒商売も次第に減少させるようとしている。翌一〇年一一月からは酒の消費抑制をはかつて造酒屋に酒運上を課し、運上銀はそれぞれの領主に納付することとした。後に新井白石が調べたところでは、幕府へ納入した酒運上は年間六〇〇〇両あつたというが、宝永六年（一七〇九）將軍綱吉が死んで間もない三月には廃止された。酒製限の面では、元禄一二年（一六九九）には一年の二分の一造り、一四年には一年の五分の一造りを命じた後、一五年三月には、天領は代官、町方は其所の奉行人、私領は地頭にそれぞれ領内の丑寅（元禄一〇、一一）両年分の酒造米の員数を調査報告させたが、寛文七年の全国調査よりもいっそう厳密で、次のような但し書が付されている（読み下し）。

丑年寅年の酒造米員数相知れざる所々は、いづれの年なりとも相知れ次第書き付け申すべく候、右両年以後造酒相止め候者これ有り候とも、酒造米の員数は書き出し申すべく候、跡々の酒造米書付これを取り、其の上にて当年酒造米の分量きまり候の間、有体書き付け申すべく旨、酒造り候者共へ入念申し聞かせ、相違無き様に吟味致され、当五月中迄の内出来次第少しも早く

差し出さるべき候（下略）

右の調査結果によつて、元禄一〇年の酒造米高が以後の酒造制限基準と定められたので、これを寛文時の基準高に対し元禄調高又は「元禄十五年之定数」という。そして宝永五年（一七〇八）までの七年間、この定数の五分の一造りが実施された。この翌年春酒運上は廃止になるが、それ以前には運上分が酒価に上乗せされていたことはいうまでもない。しかし一般的な物価騰貴によつて、運上が廃止されたからといって格別酒価が下値にもならなかつたため、甲府は酒造制限の建前を一応維持しながらも、正徳五年（一七一五）には米の豊作を理由として元禄調高の二分の一（一説には三分の一）造りを許すとし、以後酒造制限は米価の下落もあつて放任の方向をたどるようになつた。

信州酒の甲府への流入

寛文元年（一六六一）からはじまる甲府家支配の時代は、前節で見たような幕府による酒造制限が厳しく行われた時期に当たつてゐるが、甲府町方に対するその影響についての史料としては、一連の「信州酒停止願書並酒商売書付」（山梨県立図書館編刊『甲州文庫史料第三巻甲府株仲間編』所収）があるので、以下の考察は特記しない限りそれにより、引用する文書は便宜上すべて書き下しに改めることとする。最初に收められているのは、次の「寛文九年 領分中へ信州酒付入差留訴書」である。

御訴訟

一 恐れながら申し上ぐる其の趣は、酒造り申す儀去る巳の年の石高四か一造り申す様にと御法度仰せ付けられ候間、其の通り

寛文九年酉十月十日

堅く相守り四か一造り申し候故、甲府酒屋中世渡り致し兼ね申し候、近年は信州領より酒少しづつ入り申し候處に、当年は大分に信州酒付け入り御当地にて商売仕り候故、惣酒屋中迷惑仕り候、甲州酒の儀例年は駿州へ大分払い來たり申し候所に、当年は甲州酒駿州へ一切入れ申さず候に付き、甲府にて四か一造り申し候酒払い兼ね、惣酒屋共いよいよ世渡り仕るべき様御座無く候間、信州より商売酒御領分中へ付け入れ申さず候様に、仰せ付けなされ下され候はば有り難く存じ奉るべく候、以上

坂田与一左衛門
秋山 喜左衛門
渋江 五左衛門
新保 佐右衛門
甲府町上下
惣酒屋中

御奉行様

寛文の初め、従来の検断が町年寄と改称され、定員も三人から五人に改められた（『甲府略志』）が、右の訴訟人のうち有姓の四人が当時の町年寄であり、宛名の町奉行は、竹川監物経秀と渡辺弥兵衛定俊両名のときにつたつてゐる。去る巳の年といふのは酒造制限基準年の寛文五年であり、出訴した寛文九年は基準年の四分の一に制限されていたので、これを守つた甲府の酒造業者は渡世し兼ねる状態にあつたといふ。今まで信州酒の流入はわづかであつたが、今年は大量に馬背で付け入つて商売し、いっぽう例年行われていた甲州酒の駿州への移出が止つたため、甲府では基準の四分の一造つ

た酒が滞貯して経営がなり立たないので、何卒信州酒の付け入りを停止して頂きたいというのが願意である。

右の訴書に対して甲府家がどのような措置をとったかは後述するが、延宝三年（一六七五）八月には新酒の不醸造、同年一月には「酒造り石高八分の一」などの断片的な史料が残されている。そして貞享元年（一六八四）九月にいたると、甲府中の惣酒屋から町奉行へ二か条からなる「信州松本酒領分中商売停止の訴書」を差し出しが、その趣意は寛文九年のときよりも具体的に述べられており、町年寄による証明書も添えられている。

第一条のはじめで、「信州松本酒大分御当地へ付け入り、町在々迄広く商売仕り候に付き、御当地の酒一円払い申すべき様御座無きにて、惣酒屋共退転に及び迷惑仕り候」とまず訴えているが、破産者に関する町年寄の「四、五年以来身体潰れ申し候酒屋共の覚」には、柳町の八兵衛ほか二〇人の名が記載され、休業者に関する「酒道具は所持候え共四、五年以来酒一切造り申さず候酒屋の覚」には、柳町の甚右衛門ほか三七人が記載されている。当時の惣酒屋数は不明であるが、合計五九人にのぼる休業者がいたのは容易ならぬことであった。四、五年以来と、天和元年からの寛文五年基準三二分の一造りの最も厳しい時期からに当たるが、その後制限が緩和されても、いったん休業を余儀なくされた業者が再び立ち直ることはすこぶる困難であつたであろう。右の訴願には続けて「信州の儀米穀下直の所にて御座候故、御当地へ付け出し払い申し候」とあるが、『甲州文庫史料第三卷』所収の「元禄二年信州米御譲議ニ付御改手形写帳」を整理すると、表1のように信州米（松本・諏訪・高遠・伊那産米）の年間甲府移入高はばく大なものであり、表

2に雑穀の移入高をあわせ掲げることにする。

これより少し時代の古い訴書の時点では、「松本にて近年酒大分仕込み、当国を払所ニ仕り、一両年以來別して大分に入り込み、御領分へ毎日五拾駄・三拾駄づづけ入り申し候」と言つてゐるのも誇張ではないであろう。信州の駄販業者が、大量の米穀輸送で稼ぐ上に酒荷で稼ごうとしている理由は、甲府の酒屋らの見るところによると、米の場合ならば一駄について金二分ぐらいでないと引き受けないが、米を酒にして送るときは一駄につき金一両ほどと約2倍の

表1 元禄初年、信州米の产地別甲府移入高 (年間)

产地	俵数	石数	代金
松本米	4,715	石合 1,887.623	両分文 1,376-0 永30
諏訪米	22,387	8,599.971	5,796-1 永313
高遠米	3,092	1,215.220	840-0 永590
伊那米	311	121.025	70-2 永182
合計	30,505	11,823.839	8,083-3 永115

表2 元禄元年、信州産雑穀の甲府入荷高 (単位: 俵)

产地	小豆	蕎麦	小麦	稗	合計
諏訪領	552	1,311	38	20	1,921
松本領	435	942	29		1,406
高遠領	114	64			178
伊那領	12	70			82
佐久郡	249	1,136			1,385
合計	1,312	3,573	67	20	4,972

収入になるからだとしている。表1によると松本米の甲府への移入は諏訪米の四・五分の一以下にすぎないけれども、それは距離の遠近によるだけでなく、酒に醸造しての駄送の方が有利であったことにもよるであろう。このことは甲州の駄賃稼ぎにほとんど影響を与えたなかつたが、松本酒の流入によって甲府の酒造業が大きく打撃をこうむることは、関連する他の商業をも不振に陥れる要素であった。

やや後年の史料によると、造酒の仕事は粧屋や桶大工の渡世のもとなつていているのみならず、そのほかの職人たち、あるいは山方から酒屋へ薪を切つて運ぶ日雇いの者などにいたるまで、大勢の者の渡世の道を奪うことになると指摘している。

領主による城下保護策とその限界

貞享元年の訴書の第一条によると、前述した寛文九年（一六六九）の訴願に對して領主の甲府家は、「御当地酒屋共退転仕り候段聞こし召し分けられ、御領分中にて松本酒宿仕らざる様に仰せ付けなされ」た。『甲斐国志』によると、諏訪経由の甲府・松本間の道のりは二・四里三〇町あり、松本の中馬が酒を甲府まで付け運ぶためには、途中に人馬が宿泊できる所がなければならない。それを甲府家は領内での宿泊を禁止したのであるから、甲府の酒屋は「松本酒一切付け入れ申さず、有り難く存じ奉り候」と喜んだ。甲府家が城下商人を保護するためによつたこの断乎たる措置は、しばらくの間は効果を奏したが、天和三年（一六八三）に酒造制限が緩和されると、松本酒の生産も復活して、中馬による甲府への付け入れが甲府家の設けた障壁を乗り越えるようになつた。そこから貞享元年（一六八四）における再度の松本酒商売停止願となつたのであるが、他面駿州へ

の甲府酒移出は次第に減少しつつあり、同年一月駿州大宮町（現富士宮市）の渋谷七郎左衛門から甲府町年寄坂田与一左衛門に宛てた「酒売仕切状之事」には次のようにある。

甲両ニ八斗かへ

一、酒合三拾弐樽

但壱斗九升壱合
甲両

升数六石壱斗壱升一合

此代甲金七両弐分弐朱七分弐厘

同 替

一、酒合三拾弐樽

但壱斗七升八合
升数五石六斗九升弐合

此代七両壱朱弐分七分六厘

同 替

一、酒合弐拾三樽

但壱斗七升六合
升数四石四斗四合

此代五両弐分八分四厘

同 替

一、酒合百式拾八樽小柳

但八升八合
升数拾壱石弐斗六升四合

此代拾四両壱分八分四厘

大柳メ八拾七樽 小柳メ百式拾八樽

升数メ弐拾七石壱斗壱升弐合

代金合甲金三拾三両三分弐朱七分弐厘
(以下略)

翌二年の仕切状によると、樽数六四樽、升数一石五斗六升、代金一四両三分一朱三分四厘（甲金一朱は銀三分）と著しく減少して

いる。大宮町以外への移出があるのか否か不明であり、前年比減少が一時の現象かも知れないが、五九人にものぼる休廃業者があるところから見ると、おそらく先細り傾向を示しているものとしなければならない。

元禄年間に入つてから信州酒問題を示す甲府の史料を欠くため、かならずしも適切とはいえないが、傍証として享保九年（一七二四）の八代郡市部村の村鑑明細帳を見るに於ける。この村は甲州街道の要衝をなす石和宿であるが、宿況を告げる部分のはじまりには次のようにある。

当村元規市場に御座候所中絶致し候、其の後信州より米穀・酒など付け來り、市も立ち申すべき体に御座候に付き、五年以前の年（元禄十五年）平岡次郎右衛門様御代官所の節、御公儀様へ願い奉り、先例の通り市場に仰せ付けられ……

古くから街村をなしたこの村に、武田信虎が甲府を開く以前市立を認めたであろうことは推測されるが、それが中絶した後に信州から米穀や酒が多量に入るようになつたといふのは、先述した寛文九年（一六六九）ころ信州の中馬によつて甲府へ流入した物資が、東へわづか一里一九町の石和宿へも及んだものとしてよいであろう。

そこで代官平岡次郎右衛門から幕府に願い出て、元禄五年（一七〇二）先例通り市立を許されたのであるから、甲府における信州酒停止願に关心づけられているわれわれとしては、貞享元年の再願はいれられず、信州産の米穀や酒がますます流れ込んできたことを容易に理解することができる。そこでわれわれは、何故に寛文九年の障壁がたやすく打ち破られたか、貞享元年の再願もついに取り上げられなかつた背景は何かを考察してみなければなら

ない。

周知の如く信州の中馬は、江戸初期から伊那地方の農民が農間稼ぎとして、米・薪などを自分の馬に付けて売りに出たところからはじまり、次第に普及するようになつて、松本をはじめほとんど信州全域にひろがつたものである。そして、それは宿駅で積みかえることなく街道を付け通すために、宿継ぎ輸送を大きな収入源とする宿場の問屋や宿馬の特権を害し、しばしば各地で抗争をひき起こすようになつた。寛文一三年（延宝元年）四月には信州伊那郡小野村の百姓惣代らが、農間の商売用として作った自分荷物を自分の馬に付けて伊那街道を往来するのに対し、問屋共は荷物を押さえて通さず、通るならば本駄賃の半分を出すことを強要したので、それでは年貢上納の足しにすることもできないと幕府へ訴えた。幕府は百姓側の主張を全面的に取り上げたのみならず、自分荷物を一般化して「商人荷物出所より通りし馬は其の通りたるべし、継馬の荷物は海（街）道並みの駄賃にて宿継ぎこれを通すべし」と裁許した。この文言をめぐつて以後中馬と宿場との間の紛争が各地に展開するが、結局宝暦一〇年（一七六〇）における上下伊那郡の大訴訟に対し、明和元年（一七六四）に幕府から裁許が下つて信州の中馬慣行は最終的に公認された。従つて延宝元年（一六七三）の裁許は中間的なものであるが、不明確さを残しながらも中馬を認めているので、その直前の寛文九年（一六六九）に甲府家が領内での中馬の宿泊を禁止するとの令達を発したのを、そのまま維持することは困難であったと考えられる。そこで前に引用した享保九年の市部村明細帳を読みると、次のように統いて記されている。

廿か年以前西年（宝永二年）松平甲斐守（美濃守の誤り）様御領

知に罷り成り、他国の中・酒商売御停止に付き米穀付け來り申さず、前々の如く市相立ち申さず候、忽ち御城下町近く御座候に付、諸商売不断御座無く候。

『常憲院殿御実紀』によると、甲府中納言徳川綱豊が將軍綱吉の養嗣子となつたのが宝永元年（一七〇四）一二月五日、當時大老格で川越城主の松平（柳沢）美濃守吉保が甲府への所替を発令されたのが同月二一日であるが、吉保に領知朱印状が下付されたのは翌二年閏四月一五日であったので、甲州に残つてゐる諸文献には、「宝永二酉年美濃守領知」としたものが多い。右の市部村明細帳では柳沢氏所領後に他国産の米・酒の入荷が禁止されたため、元禄一五年に再興を許されたばかりの石和宿の市も閉鎖され、買物は甲府で行うようになつて商売が成り立たなくなつたと言つてゐるが、後の寛延二年に甲府の造酒屋から出された「信州酒停止の願書」では、寛文六年中に行われた停止令がいつとはなく猥（みだ）りになつてしまつてゐるので、柳沢氏の領国を機に訴願を行つたところ、「御奉行所御判物を下され、御國中前々の如く相改め申す様仰せ付けられ、相改め申し候」ということになつた。『甲府略志』によると、宝永中の町奉行は名倉源右衛門・大橋伝五右衛門の両名であるが、出したといふ判物は確認されず、「相改め」が甲府家時代の停止令の遵守状況の調べる意味か否かも断定はひとまず困難である。

ところが、古島敏雄著『江戸時代の商品流通と交通』（昭和二六年）によると、松本から諷訪を経て甲州へ送る中馬の出荷物には、米・大小豆・大小麦・雜穀のほか、酒・煙草・串柿・麻布・油菴・油粕・水菓子などがあり、それらのうち酒・米・雜穀については、宝永七年（一七一〇）に甲州への移入が禁止されたことに対し、

伊那・諷訪・松本の各村々が一緒になり、甲府役所へ左の口上書を差し出して禁制の廃止を願つたという。

恐ねながら願い奉る口上の覚

甲府御城下並びに御領内に、先規より信州の儀は中馬を以て穀類・酒荷物等付け送り商売仕り來り候處に、當秋より一切商売罷り成らず、剩（あまつさ）え江戸・駿州・相州へ通用の人馬に宿をも貸し申さず、參り掛り候人馬是非無く野山に伏し、飢に及び申す体に御座候故、甲州通り江戸通り路絶え迷惑仕り候、信州の儀は船廻し御座無く候えば、甲州御領内にて諸色付け出し、古来より年貢金納を初め渡世仕り來り候所に、今度御領内にて穀・酒等商売罷り成らず、中馬の通行一切相止め候ては、困窮迷惑仕るべく候、御慈悲に古来の通りに仰せ付けられ下され候はば有り難く存じ奉り候、以上

宝永庚寅年十二月

甲府御奉行所

御役人中様

願人物代署名捺印

右書はこの口上書の引用に統けてすぐ、「右の願意は聞届けられ、更に元文・寛保の訴訟を経て、後に明和の裁許に前述の如き中馬出荷物の決定を見る根拠となつた慣行の成立を可能ならしめた」とし、別の個所においてもこの聞き届けの重要性を強調してゐる。

宝永六年の將軍綱吉の死に伴つて柳沢吉保は隠居し、長子の甲斐守吉里が甲府藩を襲封して、翌七年五月五日にはじめて甲府城へ入つた。柳沢氏が信州中馬の領内での活動を禁止したというのは、前掲口上書によればまさにこの年の秋であるから、入封したばかりの二

四歳の青年大名が、自領産業の保護発展の使命感から発令したものと見ても不自然ではない。かつて甲府家が同様な禁制を出しながら、ほどなく有名無美化した一因には、かの生類憐みの令の影響がなかつたとはいえないが、その法令もすでに廃止された後の吉里代に、甲州街道を通る中馬に宿を貸さないため、人馬が野宿して飢えにさらされているという訴えがあつたからといって、秋に公布したばかりの禁制をすぐさま撤回するようなことが、現実に果して行われたか否か疑問である。さきに触れたことのある寛延二年の甲府酒造業者からの願書に、「其の後当御領（享保九年以後天領）に罷り成り候以来遠慮仕り、酒屋共より相改め申さざる故段々狼（みだ）りに罷り成り、今程は古来よりの御国法も相破り（欠）は申し上ぐるに及ばず」とあるのはすこぶる説得的である。古来の国法ではないにしても、甲府家が定めたことがあり、柳沢氏が新たに定めた中馬禁制は、少なくも柳沢氏の在領中は維持され、その遵守状況を酒屋たちが調べてきたのが事実であろう。もし制定はしたがすぐ撤回したのであれば、吉里の新領經營姿勢を問題にしなければならなくなる。元文四年（一七三九）にはじまり寛保元年（一七四一）に裁許のあつた中馬の訴訟は、中馬の付け通し輸送を認めたものとして意義が深いが、享保九年（一七二四）吉里が大和郡山へ転封した後ころからは、

州街道を通り中馬に宿を貸さないため、人馬が野宿して飢えにさらされているという訴えがあつたからといって、秋に公布したばかりの禁制をすぐさま撤回するようなことが、現実に果して行われたか否か疑問である。さきに触れたことのある寛延二年の甲府酒造業者からの願書に、「其の後当御領（享保九年以後天領）に罷り成り候以来遠慮仕り、酒屋共より相改め申さざる故段々狼（みだ）りに罷り成り、今程は古来よりの御国法も相破

おわりに

幕府内に中馬慣行を容認しようという機運があり、恐らく勤番支配を通じてそれを知った甲府の酒屋は、柳沢氏の禁制がすでに守りきれないのを悟り、「改め」を遠慮したのであろう。

以上信州酒ことに松本酒の甲府への流入とそれを阻止しようとする酒造業者、及びその保護に当たつた甲府藩の甲府・柳沢両家の政策について主に見てきたが、考察の助けとなるべき江戸前期における甲府の酒造高を、的確に示すような史料に恵まれなかつたので、後年の数字ではあるが、宝暦五年（一七七五）に甲府町年寄が書き

表3 宝暦5年甲府町酒造石高

米石高	町名	屋号	酒造者
24.00	柳町	成嶋屋	武兵衛吉兵衛
126.43	"	大黒屋	権郎兵衛
13.41	"	富士井屋	次五右衛門
105.12	"	竹野屋	与兵衛
92.08	"	藤井屋	次兵衛
57.60	"	佐渡屋	三郎右衛門
150.00	"	富士井屋	藤右衛門
38.16	"	丸屋	十郎左衛門
45.00	片羽町	平田屋	三郎兵衛
208.80	上連雀町	富士井屋	門衛
104.40	"	藤井屋	衛衛七郎門衛
76.56	"	千鳥屋	十又元平
60.90	魚町	井戸屋	右衛門兵衛
48.50	八日町	井筒屋	吉兵衛
48.72	山田町	竹原田屋	右十郎兵衛
117.60	上一条町	万屋	左衛門兵衛
60.48	和田平町	万丸	十郎兵衛
127.68	豎近習町	竹原田屋	市兵衛
67.20	"	井筒屋	右衛門兵衛
72.00	豎町	奈良屋	伝源兵衛
72.00	新糀屋町	津軽屋	
57.60	"		
計		1,774石2斗4升	(22人)

上げ勤番支配へ提出した「甲府町酒造石高書上」を表3として掲げることにする。これにいたるまでには、幕府からしばしば出される酒造制限令や松本酒による圧迫などから、やむをえず休業に追い込まれた業者も多く、半面新規に開業したものも少なくないが、書上の前年には、元禄一〇年（一六九七）高までは勝手造りが許されることになつてゐるので、幾分なりとも参考資料になり得るであろう。

信州よりも国土が狭く生産力も劣る甲州は、甲府市場を通じて諏訪・松本・伊那・高遠・佐久などから米・雑穀・酒をはじめ諸色を移入する宿命に置かれていた。酒は史料上では松本酒のみであるが、移入物資はすべて信州の中馬によって運び込まれ、中馬はなお甲州の商品の商売にまで手をのばしているので、本稿でも当然中馬に触れなければならなかつたが、中馬の研究は目的外であるので、必要最少限度の言及にとどめた。そして中馬の研究についても、その発達過程の追求はぜひ行わなければならないが、さらにいっそう広い視野からの考察を進めようと自戒の念を深くした。

松本酒の攻勢に押された甲府の業者は、領主の権力にすがつて保

護を得ようとするが、領主と業者の相互に依存し合う図式は、次に掲げる寛延二年の願書の一箇条（この願書は欠字が多いがこの箇条は完全である）に左のようになづけられている。

一 信州より付け入り候酒代金何万両と申す金子御国中より抜け

申し候、此の分こそもとにて造酒仕り候えば、御國の助成に罷

り成り申すべしと恐れながら存じ奉り候

この短い条文の中には、藩政時代における紋切り型の保護策である中馬禁制に対する批判がうかがわれ、また他の条文では、農民に馬を多く持たせるようにして、肥料を自給しながら、国産の煙草・栗・柿・卵子・葡萄・麻布その他の商品を、積極的に江戸へ付け出して商売すべきことを建議している。しかしこのようなことも、寛延二年（一七四九）だからこそ言えることであつて、商品生産が発達していたと言つても未熟さや偏りの強かつた藩政時代には、中馬禁酒を古来の国法と見ることから脱却することは困難であったのであろう。

（市史編さん専門委員）